《令和5年》 4月1日から 《使用可能

高校生等医療費助成制度医療証 (マル青医療証)を交付します

問子育て支援課☎0422-29-9675

受給資格を満たし、5年4月1日時点で高校生年齢相当のお子さんがいる世帯宛てに、11月末に案内を送付しました。助成内容など、詳しくは市ホームページ(下記QRコード)をご覧ください。

◆医療証の交付には申請が必要です

「マル子医療証」をお持ちで、5年3月に中学校卒業見込みのお子さんは申請不要です。

◇提出書類

医療証交付申請書(送付した案内に同封のもの)、対象のお子さんの健康保険証の写し(表面のみ)、お子さんと保護者が別居している場合は別居監護の申立書

◇申請方法

5年1月31日火までに直接または郵送で「〒181-8555 子育て支援課」(市役所4階43番窓口)または直接市政窓口へ(医療証は3月下旬に郵送)



※受付期間後も申請は可能ですが、交付時期が遅れる場合があります。

高齢者のインフルエンザ予防接種費用を 公費負担します 💩 健康推進課 🕿 0422-24-8050

- 令和5年1月31日巛まで
- 励 市内協力医療機関(右記QRコード)、武蔵野市・ 調布市・小金井市の協力医療機関



- ¥期間中1回のみ無料
- 物 本人確認書類(健康保険証など)
- 動事前に協力医療機関へ、ワクチンの在庫状況などを必ずご確認のうえお申し込みください(協力医療機関以外での接種を希望する方は、同課へお問い合わせください)

マチ コエ ご協力をお願いします

問参加と協働推進室☎0422-70-4033 (火~日曜日午前9時~午後8時30分〈土・日曜日は5時まで〉)

「市民参加でまちづくり協議会(愛称:マチコエ)」では、アンケートやワークショップなどで市民の声を聴き、三鷹をより良くするための政策提案につなげていきます。

実施中のアンケートのテーマ

障がい者福祉・高齢者福祉、住宅・景観、農業、公園・施設、スポーツ、文化・歴史、防災・減災

※詳しくはマチコエホームページや公式Twitter (右記QR コード)をご覧ください。



障がいについて理解を深める企画展示

間障がい者支援課☎0422-29-9232

12月3日~9日の障害者週間に合わせて、市内各地で展示会などを行います。

作品展・企画展示・販売会

- ①みたかカラフルアート―障がい者作品展
- 障がいのある方が制作した、絵画や手工芸品などを展示します。
- ②企画展示「放課後等デイサービスってなに?」 市内の事業者が提供するサービスを紹介します。
- ③自主製品の販売会
 - 焼き菓子や小物雑貨などを、市内12カ所の事業所が日替わりで販売します。
- ①②12月5日(月~9日) 金午前8時30分~午後5時(9日は1時まで)、③6日(火~8日) (水午前11時~午後2時
- 所 市役所1階市民ホール 申 期間中会場へ

三鷹市障がい者地域自立支援協議会当事者部会企画

災害に備えて、障がいのある方が非常持ち出し袋を自分で用意する様子を写したパネル展示や、関連図書の案内などを行います。

■ 12月6日~11日(日) 励 三鷹図書館(本館) 申 期間中会場へ

ことばと文化講座

ウクライナ

目前 (公財)三鷹国際交流協会 (MISHOP) ☎0422-43-7812

ウクライナの社会や歴史、関連する初歩的な言葉を学びます。

- 令和5年1月14日~3月25日の土曜日午前10時~11時30分(2月11日を除く。全10回)
- 12月5日 (月) 午前10時から直接または電話、インターネットで同協会☎0422-43-7812・HP https://www.mishop.jp/へ(先着制)

「うごこっと」体操チャレンジトレーニング



✓ 65歳以上の市民で、プログラム終了後も仲間と活動していくことを望んでいる方
申12月5日(月)~16日)金に下記申込先へ(申込多数の場合は初参加者を優先して抽選)

会場	日程 (全8回)	時間	申込先 (平日午前9時~午後5時)
井口コミュニティ センター	1月20日〜3月24日の 金曜日(2月24日、3月 3日を除く)	午後1時~ 2時30分	西部地域包括支援センター ☎0422-34-6536
大沢コミュニティ	1月26日~3月23日の	午後1時~	大沢地域包括支援センター
センター	木曜日(祝日を除く)	2時30分	☎0422-33-2287
下連雀南浦地区	1月26日~3月23日の	午後2時~	野村病院
公会堂	木曜日(祝日を除く)	3時30分	☎ 0422-47-4848
井の頭コミュニティ	1月27日~3月17日の	午前10時30分	三鷹市社会福祉事業団 ☎0422-44-7400・ ■■0422-44-9772
センター	金曜日	~正午	
新川中原コミュニ ティセンター	1月27日〜3月17日の 金曜日	午前10時30分 ~正午	みたか紫水園 ☎0422-40-7201・ ☎0422-40-7205
三鷹駅前コミュニ ティセンター	1月27日~3月17日の	午後1時30分	介護老人保健施設 太郎
	金曜日	~3時	☎ 0422-76-6636
牟礼コミュニティ	1月30日〜3月20日の	午後1時~	弘済ケアセンター
センター	月曜日	2時30分	☎0422-43-8122

消費者相談窓口から 445

送りつけ商法のトラブルにご用心!

間消費者相談窓□☎0422-47-9042

相談事例

80代の母に電話勧誘があった。買いたいと言っていないが、事業者から「代金引換でカニを送付した」と電話があり、困惑している。代金を支払って、商品を引き取らなければならないのか。 (50代・女性)

相談事例

自身の住所・氏名が記載された荷物が置き配(玄関 先等の場所に商品を置く配達方法)で届いた。送り主の 記載がなく、身に覚えがないので受け取りたくない。 (60代・男性)

-----アドバイス-------

申し込んだ覚えのない荷物が届く「送りつけ商法」による高齢者からの相談が増加しています。勧誘の電話は話をできるだけ早めに切り上げ、きっぱりと断りましょう。商品を送りつけられても、消費者が「承諾」の意思を示さなければ売買契約は成立していないので、商品の受け取りや代金の支払い義務はありません。身に覚えがない商品が届いたら、家族や友人も含めて本当に注文していないかを確認しましょう。荷物が未開封の場合は、受取拒否が可能かどうか配送業者に相談してみましょう。

令和3年に改正された特定商取引法により、事業者が一方的に送りつけた商品については、消費者は直ちに処分できるようになりました。しかし、誤配送を理由に、後日送り主から商品の返送を求められる場合もあるので、一定期間は保管することが望ましいでしょう。困ったときは、消費者相談窓口または消費者ホットライン☎188にご相談ください。